

強制失踪条約第1回日本政府報告審査：質問票（L01）への回答

問1 本報告書の準備過程、特に、本報告書が被害者家族会や強制失踪問題を扱う人権擁護者、NGO等と幅広く有意義な協議を行ったことに恩恵を受けたものであるか否かにつき、情報提供願いたい。

（答）

1. 政府としては、市民社会による様々な活動の重要性を認識している。このような観点から、強制失踪条約の政府報告書作成にあたり、一般市民及びNGOを含むステークホルダーとの意見交換会を開催するとともに、ホームページにおいて本報告書に関する意見募集を行い、市民社会による本プロセスへの関与を得た。
2. 今後とも引き続き市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。

問2 政府報告書パラ165にも記載があるが、本委員会が個人通報を受理し検討する権限について言及された本条約第31条に対する宣言を行うため、日本政府がどのような具体的な手順をとることを意図しているかについて、ご教示願いたい。

（答）

3. 政府としては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、これまで19回にわたり個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について調査等を行っている。
4. 今後も、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、本件につき引き続き真剣に検討していく。

問3 人権の保護・促進に関する国内機構の地位に関するパリ原則に基づいた国内人権機構の設立につき、進展をご教示願いたい。

（答）

5. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、検討しているところである。

問4 国内の裁判所や行政当局が本条約の規定を直接適用することが可能か否かについてご教示願いたい。本条約の規定が引き合いに出された法理が存在する場合は、その例をご教示願いたい。

（答）

6. 国内の裁判所や行政当局が本条約の規定を直接適用することが可能か否かについては、個別具体的に判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、本条約を直接適用した事例は把握していない。

問5 強制失踪，すなわち，本条約第2条に定義された強制失踪を構成する3つ全ての構成条件からなる犯行によって，締約国の管理下において失踪した者の数を，性別・年齢・国籍ごとに最新の統計データとして提供願いたい。この点において，今もなお失踪している，いわゆる「慰安婦」の数についても国籍ごとに提示するとともに，本件に関する申立てが締約国に対し提出されているか否かにつき明確にされたい。（第1条，第2条，第12条）

（答）

7. 我が国の管理下において，日本政府の関与のもとに同条約第2条に定義された強制失踪を構成する3つすべての構成条件からなる犯行が行われたことはない。本条約非締約国による犯行ではあるが，強制失踪の一つの形態である北朝鮮による拉致問題に関して，日本政府が認定した北朝鮮による拉致被害者数は別添1のとおり。
8. 強制失踪条約は，本条約が発効（2010年）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため，日本政府としては，慰安婦問題を同条約の実施状況に係る政府報告審査において取り上げることは適切ではないと考えている。
9. その上で申し上げれば，慰安婦問題を含め，現在までに，同条約第12条に基づく「申立て」が日本政府に対してなされたことはない。

問6 政府報告書パラ14及び15に関し、「戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他公の緊急事態」において、強制失踪の対象とはされない権利についての特例が存在しないことを保障する、既存の法的措置及び行政措置について説明願いたい。現在、緊急事態に関する規定といった、憲法案の文脈で議論されているいかなる改正も、本条約第1条との齟齬が生じないことを確保するために、日本政府がとった措置について情報提供願いたい。（第1条）

（答）

10. 政府報告書パラ14及び15に記載したとおり。日本国憲法には憲法上の人権を公共の福祉により制約できる限度を超えて、公の緊急事態を理由に制限できる緊急事態に関する規定は存在しない。なお、憲法第97条及び同第98条において、基本的人権の不可侵性は保障されている。
11. 現在、我が国の各政党によって行われている憲法改正の議論については、政府の立場からコメントすることは差し控えたい。

問7 日本政府は、強制失踪を、本条約第2条にある強制失踪を構成する3つの全ての構成要素からなる「自律犯罪（autonomous crime）」として定義することを意図しているか否かにつき、情報提供願いたい。政府報告書パラ16、17、20及び22に関し、強制失踪が独立した犯罪となっていない場合、本条約第2条に定義された強制失踪の事例を扱うための国内法の規定について、追加で情報提供願いたい。（第2条、第3条、第4条、第12条）

（答）

12. 政府報告書パラ17及び20に記載したとおり、我が国は、国の許可、支援又は黙認を得ているか否かを区別せず、強制失踪行為を犯罪として規定している。本条約第2条が定める3つのすべての構成要素からなる強制失踪を新たに「自律犯罪（autonomous crime）」として定義することは検討していない。関連する国内法の規定は、政府報告書別添1に記載したとおりである。

問8 「自由のはく奪の認知の拒否」や「失踪者の消息若しくは所在の隠蔽」がどのように国内法令において罰せられるか、ご教示願いたい。強制失踪にあたる行為に対して刑法で科され得る最高及び最低の刑罰についてもご教示願いたい。また、最高及び最低の刑罰に関して、それらを減軽又は加重する情状についてもご教示願いたい。（第7条）

（答）

13. 「自由のはく奪を認めないこと」又は「失踪者の消息若しくは所在を隠蔽すること」については、犯人蔵匿・隠避罪（刑法第103条）、証拠隠滅等罪（刑法第104条）等により処罰される。
14. 強制失踪にあたる行為については、問7の回答のとおり規定され、処罰される場所、各犯罪の法定刑の下限及び上限は別添2のとおり。
15. 刑の減軽・加重については、我が国の裁判所は、本条約第7条2（a）に定める事情を考慮して宣告刑を言い渡すことが可能である。
16. この点、刑の減軽については、刑法第42条第1項が「罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。」と規定し、刑法第66条が「犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減軽することができる。」と規定し、刑法第43条本文が「犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減軽することができる。」と規定している。
17. また、刑法第43条ただし書きは、「自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。」と規定している。
18. さらに、刑法第228条の2及び組織的犯罪処罰法第5条は、身の代金目的略取等（刑法第225条の2）、身の代金目的略取等の罪を犯した者を幫助する目的による被略取者・被誘拐者の引渡し・收受等（刑法第227条第2項、第4項）及び組織的な身の代金目的略取等（組織的犯罪処罰法第3条1項第10号）の罪を犯した者が、公訴提起前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽すると規定している。
19. 刑の加重については、失踪者が死傷した場合について、逮捕等致死傷罪（刑法第221条）が逮捕及び監禁の罪（刑法第220条）の刑を加重し、特別公務員職権濫用等致死傷（刑法第196条）が特別公務員職権濫用（刑法第194条）の刑を加重している。

問9 国の許可，支援若しくは黙認を得ることなく個人若しくは集団により行われた本条約第2条に定義された行為に関し，告訴がなされているか否かにつきご教示願いたい。仮に告訴があった場合，実行された訴訟手続と有罪判決，及びそれらについて責任を有する者に科された処罰の内容を含む調査のデータ（内訳）と調査結果を提供願いたい。（第3条，第12条）

（答）

20. 問7の回答のとおりであるから，警察では，本条約第2条に定義された行為に限定した統計は保有していない。
21. なお，強制失踪に関する刑法の主たる罪として，略取誘拐・人身売買が挙げられるところ，2017年の警察における略取誘拐・人身売買の認知件数は239件で，そのうち被害者・被害関係者からの届出は155件となっている。
22. 既済となった被疑事件（本条約第2条に定義される行為を含むもの）の総数（被疑者人員数）と，うち捜査の端緒として検察官又は司法警察員に告訴（犯罪事実を申告し，犯人の処罰を求める意思表示をいい，処罰を求める意思表示を伴わない被害申告を含まない。）がされた人員数は別添3のとおり。

問10 政府報告書パラ21及び22に関し、広範又は組織的な強制失踪の実行は、人道に対する犯罪を構成すると国内法において法文化されているか否かにつき、ご教示願いたい。仮にそうである場合は、最高及び最低の刑罰と公訴時効にかからないこと（imprescriptibility）を含む、国内法における措置の結末についてもご教示願いたい。広範で組織的な強制失踪の行為が、どのように「悪質な態様として量刑上不利に斟酌されることとなる」のかにつき、説明願いたい。（第5条、第7条、第8条）

（答）

23. 我が国の刑法を含む刑事実体法においては、「人道に対する犯罪」というカテゴリーは設けられておらず、「人道に対する犯罪」が固有の犯罪としては規定されていない（なお、問7及び8に対する回答参照）。
24. なお、一般に、刑事裁判における量刑は、裁判所において、犯罪の軽重や情状等の諸般の事情を考慮して、個別の事案に応じて決定される場所、広範で組織的な強制失踪は、上記犯罪の軽重や情状等の点において悪質であるから、量刑上不利に斟酌されることとなる。

問11 政府報告書パラ23に留意するとともに、刑法第60条～第62条がどのように本条約第6条1(a)に規定された全ての行為に対処しているかにつき説明願いたい。本条約第6条1(b)にある上官の刑事上の責任につき、国内法に明示的に組み入れるよう措置を講じたか否かについてもご教示願いたい。また、軍事当局を含む上官による命令による強制失踪を正当化することを国内法で禁止しているか否か、加えて、刑事弁護における「上司の命令への服従」の概念が、本件禁止の実効的な実施に影響を及ぼしているか否かにつき情報提供願いたい。さらに、強制失踪を命じ、許可し、又は奨励する命令や指示に従うことを拒否した者は処罰されないことを、国内法で保障しているか否か、また、上司からの罪を犯す指令に背くことで生じる懲戒処分を受けた部下に対し与えられる救済措置について、情報提供願いたい。（第6条、第23条）

（答）

25. 刑法第60条～第62条については別添4のとおり。
26. 「強制失踪を実行した者」は正犯、「強制失踪の実行を命じ、教唆し、勧誘し又は強制失踪に加担し若しくは参加した者」は、共同正犯（刑法第60条）、教唆犯（刑法第61条）又は幫助犯（刑法第62条）として処罰の対象となる。
27. 本条約第6条1(b)における上官の刑事上の責任についても、以上の各規定により、当該上官が処罰の対象となる。
28. 一般職の国家公務員については、国家公務員法第98条第1項の規定に基づく法令遵守義務があり、違法な命令に服従しなくても懲戒処分の対象とならない。
29. なお、仮に一般職の国家公務員が懲戒処分を受けた場合には、人事院に対し審査請求を行うことができるとされている。人事院は当該事案を調査し、その調査結果に基づき、処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行わなければならない。処分を修正又は取り消した場合には、処分によって失った俸給を弁済するなど判定の実施のために必要な処置をするように処分者へ指示しなければならないとされている。（国家公務員法第90条～第92条）
30. 自衛隊員については、自衛隊法第56条の規定に基づき「法令順守義務」が課せられるとともに、同法第57条の規定に基づき「上官の命令に服従する義務」が課せられている。
31. 一方で、その職務命令に重大かつ明白な瑕疵がある場合は、当該上官の職務上の命令は無効であるとされていることから、受令者も当該違法な職務

命令に服従する義務はない。

32. したがって、当該職務命令が違法であり職務命令としての要件を満たしていない場合、受令者が当該違法な職務命令に服従しなくとも、同法第57条の規定に基づく「上官の命令に服従する義務」に違反したものとして懲戒処分を受ける対象とはならない。
33. なお、仮に自衛隊員が受けた懲戒処分に不服がある場合には、同法第49条の規定に基づき防衛大臣に対し審査請求を行うことができるとされている。

問12 政府報告書パラ25に関し、強制失踪に関する出訴期限（公訴時効）につき、日本の刑法上、3～10年の出訴期間は、「この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたものである」（本条約第8条1（a））となぜ言えるのか、追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ28に関し、日本政府は、実効的な救済措置への権利を求める強制失踪の被害者による刑事、民事又は行政措置には出訴期限が適用されない旨をどのように保障しているのか、説明願いたい。事例がある場合はご教示願いたい。（第8条）

（答）

（強制失踪に関する出訴期限（公訴時効）について）

34. 公訴時効については、刑事訴訟法第250条において規定されており、強制失踪に該当し得る犯罪（問7の回答列挙罪名）の各公訴時効期間はそれぞれ別添5のとおり。
35. そして、時効の起算点及び時効の停止については、政府報告書パラ27のほか、刑事訴訟法第254条（別添6参照）にも規定がある。
36. 以上のことから、強制失踪に関する出訴期限（公訴時効）は、「この犯罪の極度の重大性と均衡のとれたもの」と言えると考えている。

（実効的な救済措置への権利を求める強制失踪の被害者による刑事、民事又は行政措置の出訴期限について）

37. 刑事訴訟の出訴期限について、被害者は、検察官又は司法警察員に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める権利（告訴権）を有しており（刑事訴訟法第230条）、先に述べた公訴時効の期間内であれば、「強制失踪」に当たる罪のうち、告訴がないと公訴提起できない親告罪（刑法第229条）である未成年者略取（刑法第224条）及其の幫助目的で犯した被拐取者引渡し等（刑法第227条1項）の告訴については犯人を知った日から6箇月を経過したときはすることができないとされている（刑事訴訟法第235条）のを除き、その権利行使に期限はない。
38. 民事訴訟の出訴期間に関し、強制失踪の被害者による不法行為に基づく損害賠償請求権の行使の期間制限については、政府報告書パラ28のとおり。なお、2017年5月、民法の一部を改正する法律が成立し、人の生命又は身体の侵害による不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間行使しないときに時効によって消滅するとされた（2020年4月施行）。

39. 行政訴訟の出訴期間については、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）の取消しを求める訴訟（取消訴訟）については、処分があったことを知った日から6か月を経過したとき又は処分の日から1年を経過したときは、提起することができないのが原則であるが、正当な理由があるときは、この限りでないとされている（行政事件訴訟法第14条第1項、第2項）。また、処分の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟（無効等確認の訴え）については、出訴期間の制限はない（同法第38条第1項参照）。

問13. 政府報告書パラ29, 30及び34～36に留意するとともに、本条約第9条1(b)及び(c)に関し、想定し得る強制失踪犯罪について、国家による裁判権の行使をどのように国内法で担保しているのか、また、(b)や(c)が適用された事例について説明願いたい。加えて、条約が存在しない場合を含め、本条約第9条2に関し、想定し得る事例において裁判権を確立する法的枠組みについて明確にされたい。本条約第9条2の事例において起訴や有罪判決に関して当局が適用した証拠の基準について、また、それらの基準が、海外において強制失踪の罪を犯した容疑者が自国民又は外国籍である場合も含め、本条約第9条1の事例に同等に適用されることを確保するための措置について情報提供願いたい。軍事当局は強制失踪の罪に問われている者を国内法に基づき調査又は起訴する資格を有するか否かについても、ご教示願いたい。その場合、適用される法令について情報提供願いたい。(第9条, 第11条)

(答)

40. 政府報告書パラ29のとおり、本条約第9条1(b)に関し、刑法第3条(別添7)により、刑法第220条, 第221条, 第224条～第228条等の罪を日本国外で犯した日本国民に同法を適用する。また、刑法第4条により、刑法第193条等の罪を日本国外で犯した日本国の公務員に同法を適用する。さらに、刑法第4条の2により、刑法の各犯罪(第77条～第264条)の罪であって条約により日本国外において犯したものであっても罰すべきものとされているものを犯した全ての者に刑法を適用するところ、本条約第9条2は強制失踪犯罪の行為者に対して締約国が裁判権を設定しておく義務を定めていると理解されることから、刑法第4条の2に基づき強制失踪犯罪の国外犯について刑法が適用される。
41. 本条約第9条1(c)に関し、刑法第3条の2により、日本国外において日本国民に対して刑法第220条, 第221条, 第224条～第228条等の罪を犯した日本国民以外の者に同法を適用する。
42. 本条約第9条2に関し、関連する国内法令としては、刑法第3条, 第4条, 第4条の2が挙げられる。
43. 刑事訴訟法が定める証拠についての規定は、被告人の国籍に関わらず、本条約第9条2の場合であっても、本条約第9条1の場合と同じく、日本の裁判所が裁判権を有する全事件に適用される。
44. 自衛官等が行った犯罪などの捜査・逮捕を行う者として、自衛隊法第96条第1項(別添8)の規定に基づき、刑事訴訟法の規定による司法警察職

員たる警務隊員を置いている。ただし、刑事訴訟法第247条（別添9）の規定に基づき、起訴の権限は有していないが、自衛隊の警務隊又は警察官による捜査・逮捕の後、一般の刑事裁判手続により検察官に送致・起訴される。なお、自衛隊の警務隊により検察官に送致された後は、自衛隊による管轄権はない。

問14 政府報告書パラ31～33に留意するとともに、以下についてご教示願いたい。（第10条）

(a) 容疑者が当局からの出頭の要請を拒否した場合における、容疑者の出頭を確保するための手続を明確にされたい。

(答)

45. 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる（刑事訴訟法第198条第1項本文）。検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる（刑事訴訟法第199条第1項本文）。
46. 容疑者が逃亡犯罪人の場合について、逃亡犯罪人が定まった住居を有し、逃亡のおそれがない場合を除き、東京高等検察庁の検察官は、東京高等裁判所の裁判官が発する拘禁許可状により、拘禁しなければならないと規定されている（逃亡犯罪人引渡法第5条1項）。
47. また、逃亡犯罪人を仮に拘禁することの請求があった場合には、①請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがなされていることの通知がないとき、又は、②請求に係る者の引渡しの請求を行うべき旨の保証がなされないときを除き、仮拘禁を行うことができる（ただし、引渡条約に基づかない仮拘禁請求の場合は、相互主義の保証がなされた場合に限る。）（逃亡犯罪人引渡法第23条、第24条）。

問14 政府報告書パラ31～33に留意するとともに、以下についてご教示願いたい。（第10条）

(b) 本条約第10条1の措置をすでに日本政府がとったとした場合における、事実を認定するための予備調査又は捜査を遂行するにあたっての既存の法的措置、行政措置、又は司法措置に関する情報を提供されたい。

(答)

48. 刑事訴訟法第189条第2項は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定し、刑事訴訟法第191条は、「検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる（第1項）。検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない（第2項）。」と規定している。
49. 刑事訴訟法上認められる強制捜査として、①被疑者の逮捕、②被疑者の勾留、③差押え、搜索、検証等、④証人尋問の請求等があり、任意捜査として、⑤出頭の要求、⑥取調べ、⑦領置、⑧実況見分、⑨鑑定嘱託、⑩通訳・翻訳の嘱託、⑪公務所・公私の団体に対する必要事項の照会等がある。
50. 逃亡犯罪人引渡法において、逃亡犯罪人の引渡しには、請求国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由が必要である（同法第2条第6号）。そして、逃亡犯罪人引渡請求を受けた場合、まず、法務大臣において、引渡請求の内容を審査するとともに、必要に応じて自ら調査を行う（同法第4条第3項）。その上で、東京高等裁判所において、引渡しの可否に関する審査が行われ、請求国において有罪判決が確定していない限り、逃亡犯罪人が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由が存するか否かを審査する。その際、必要がある場合には、証人尋問等を行うことができる（同法第9条第4項）。

問14 政府報告書パラ31～33に留意するとともに、以下についてご教示願いたい。（第10条）

(c) 拘留中の容疑者に対し裁判権を有する可能性のある他国に対し、拘留の状況や同国が裁判権を行使する意図があるかにつき連絡するための国内法的措置に関する情報を提供されたい。

(答)

51. 本条約第10条第2項を踏まえ、関係する情報が関係当局から外務省に伝達され、外務省から外交ルートを通じて関係国に通報されることとなる。

問15 政府報告書パラ38に関し、「行方不明者発見活動に関する規則第6条」が、失踪者との関係に関わらず、ある者が強制失踪の申し立てを権限のある当局に報告する権利を有することを確保する本条約第12条1に則していると言える理由を説明願いたい。申し立てられた強制失踪の事例を捜査する責任を持つ当局が、それら事例の捜査を開始し実行するよう訓練を受けているのか否かについてもご教示願いたい。また、(a) 当局の予算や人的資源、(b) 当局が失踪した者が存在することを信じるに値する根拠がある際に、拘留の現場へのアクセス制限の対象となり得るか否か、(c) 職務上の機密情報やそれらの情報が国家利益を害する可能性がある場合も含め、当局が捜査に関する全ての文書やその他関連する情報へのアクセスがあるか否か、について情報提供願いたい。(第12条)

(答)

52. 警察において、行方不明の届出を受けた場合には、行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性も視野に必要な捜査を行うなど、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）に基づき、行方不明者の生命及び身体の保護のために迅速かつ的確な対応を図っているところ。
53. 行方不明者発見活動は、生命及び身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、行方不明者発見活動に関する規則第30条に基づき、警察署長は、届出者と行方不明者との関係に関わらず、特に必要と認められる場合には、この規則による措置をとることができることとしている。
54. 警察においては、略取・誘拐、逮捕・監禁等の事件捜査に従事する職員に対して、適切な捜査を行うための専門的な知識、技能を習得させるための教育・訓練を行っている。
55. 警察では、強制失踪事案への対策に特化した予算、人員を確保していないところ、この種事案が発生した場合にはその部門、職種を問わず対応することとなる。平成30年度の都道府県警察の定員は28万8,800人となっている。また、であり、予算については、警察庁において措置した都道府県警察費補助金等を含む警察活動基盤の整備に必要な経費について、2018年度予算総額が110,979,992千円となっている。
56. 関連条文は別添10のとおり。
57. 刑事訴訟法においては、犯罪の捜査として、失踪者の所在場所へ立ち入る場合に関する同法第218条、同法第102条（捜索・検証等）、同法第19

7条第2項（捜査照会）、同法第220条（令状によらない捜索、検証等）の規定が設けられており、これらの規定に基づいて行われる場合、拘留現場へのアクセス制限はない。

58. 捜査においては、刑事訴訟法第197条第2項において、公務所等に必要事項の報告を求めることができるほか、同法第218条において令状による捜索等を規定しており、文書その他関連する情報へのアクセスは可能である。なお、公務員又は公務員であった者が保管等している物については、本人又は当該公務所が職務上の秘密に関するものであることを申し立てた場合は、当該監督官庁の承諾がなければ押収することができない。ただし、当該監督官庁は国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができないとされている（同法第103条）。

問16 政府報告書パラ38～43に留意するとともに、強制失踪の疑いのある事案につき、正式な申立てがなされていない場合も含め、迅速かつ公平で効果的な調査を実施するためにとられる全ての措置について、追加で情報提供願いたい。文民であるか軍人であるかを問わず、一人又はそれ以上の法執行機関や治安部隊の構成員が加害者側に関与している強制失踪事案に関する調査からそれらを排除するためのメカニズムが備わっているか否かについて、ご教示願いたい。所管当局が事案の捜査を拒んだ場合の告訴人が利用可能な不服申立てのメカニズムについて、また、告訴人、その代理人、証人、及びその他捜査、起訴、裁判に関与する者、あるいは自由をはく奪された者に関する情報提供を要請する者を不当な取扱い、脅迫、又は制裁から保護することを確保するためのメカニズムについても情報提供願いたい。（第12条、第18条、第20条、第22条）

（答）

59. 捜査手続において、捜査機関は、問14の回答のとおり、刑事訴訟法上認められた強制捜査のほか、任意捜査を行って証拠収集を行っている。また、被疑者の身柄拘束の期間は、厳しく制限されており、迅速な捜査が要求される。さらに、捜査手続における処分については、強制処分については裁判所による事前の審査が行われる上、違法に収集された証拠は公判において証拠排除される。捜査機関内部における監督の仕組みや、民事上の国家賠償制度等の事後救済制度が設けられている。
60. 申立者等の保護に関し、告訴・告発をした者に対する脅迫等については、脅迫罪（刑法第222条）や強要罪（同法第223条）等が適用され得るほか、自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、必要な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、証人威迫罪（同法第105条の2）により処罰され得る。
61. 捜査員である公務員が、職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、公務執行妨害罪（同法第95条第1項）により処罰され得る。また、捜査員である公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、職務強要罪（同条第2項）により処罰され得る。
62. このほか、これらの申立者や証人、捜査に関与した他の人々に対し、傷害行為等の犯罪行為に及んだ者は、刑法等の関係法令により処罰され得る。
63. 行方不明者発見活動は、生命及び身体の保護という警察の責務を達成す

るために行う活動であることから、行方不明者発見活動に関する規則第30条に基づき、警察署長は、行方不明者届の有無にかかわらず、特に必要と認められる場合には、この規則による措置を採ることができることとしている。

64. 警察においては、捜査に携わろうとする警察官が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にあるため、その捜査について疑念を抱かれるおそれがあるときは、犯罪捜査規範（1957年国家公安委員会規則第2号）第14条に基づき、上司の許可を得て、その捜査を回避しなければならない。
65. 防衛省においては、捜査に携わろうとする警務官等が被疑者、被害者その他事件の関係者と親族その他特別の関係にあるため、その捜査について疑念を抱かれるおそれがあるときは、自衛隊犯罪捜査サービス規則（1959年防衛庁訓令第72号）第18条に基づき、警務部隊の長の許可を得て、その捜査を回避しなければならない。

問17 起訴された強制失踪事案の件数につき、犯罪の種類、年齢、性別、国籍別に情報提供願いたい。また、被害者の消息が確認されたか否かを含め、調査結果、責任のある者に対して科された制裁、リハビリテーションを含む被害者に対する賠償について情報提供願いたい。（第1条、第2条、第12条、第24条）

（答）

66. 問5及び問7の回答のとおり、起訴された強制失踪事案との質問に関し、我が国では、本条約第2条に規定する強制失踪に該当するものとして、把握しているものはない。

問18 政府報告書パラ46及び47に留意するとともに、本条約の非締約国との間のものも含め、司法上の相互援助に関する条約及びその他の法規定について追加で情報提供願いたい。また、相互援助が日本から請求されたものも含め、強制失踪に関する実施例について、その請求の結果も併せてご教示願いたい。本条約第14条及び第15条の規定する司法援助・協力における請求に適用され得る国内法令において、制限や条件があるか否かについてもご教示願いたい。（第14条、第15条）

（答）

67. 我が国は、国際刑事裁判所に関するローマ規程や国際組織犯罪防止条約の締約国であるとともに、政府報告書パラ46に記載したとおり、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で刑事共助条約又は協定を締結している。
68. なお、我が国による本条約の締結以降、他国に対して強制失踪に関する相互援助の請求をした例はない。また、我が国が他国から強制失踪に関する相互援助の請求を受けた例もない。
69. 我が国が他国から司法上の相互援助の要請を受けた場合に関する国内法として、国際捜査共助法、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法がある。なお、制限や条件については別添11のとおり。

問19 政府報告書パラ48～56に留意するとともに、追放、送還、又は犯罪人引渡しに関して、以下の事項につきご教示願いたい。

(a) 強制失踪を「自律犯罪 (autonomous crime)」としていない場合において、全ての国との間に存在する全ての犯罪人引渡条約において強制失踪を引渡犯罪とすることをどのように国内法で担保しているのかにつき明確にされたい。また、強制失踪を引渡犯罪に明確に含む日本と本条約の他の全ての締約国との間の犯罪人引渡条約について情報提供願いたい。犯罪人引渡条約が存在しない場合、犯罪人引渡しの請求を行った他の締約国が日本からの請求を承諾する保証がない場合も含め、どのように犯罪人引渡しの根拠として本条約が利用されるのかについて説明願いたい。強制失踪の事案につき、締約国が犯罪人引渡しを許可した例及び拒否した例につき、ご教示願いたい。
(第13条)

(答)

70. 逃亡犯罪人引渡法上、引渡請求の対象となっている犯罪が我が国でも犯罪であれば（双罰性があれば）引渡犯罪となるところ（同法第2条第4号）、強制失踪行為は、我が国において犯罪であるため、引渡犯罪に含まれる。なお、この双罰性は、罪名が一致するかという観点で判断されるのではなく、引渡請求の対象となっている犯罪行為が、日本法において犯罪行為に当たるかという観点で判断される。また、この双罰性の要件は、条約により緩和され得る。
71. 我が国は、米国及び韓国とのみ二国間の犯罪人引渡条約を締結している。強制失踪条約に定める強制失踪犯罪は、これらの犯罪人引渡条約における引渡犯罪に該当し得る。ただし、両国は強制失踪条約の締約国ではないため、同条約第13条2による義務が生じるわけではない。
72. 本条約の利用について、強制失踪の事案について、我が国との間で引渡条約が存在しない条約前置主義を採用する国との間で、同国が本条約を前置条約とみなす場合には、本条約を根拠として、犯罪人引渡を行うことが可能である。なお、犯罪人引渡しの根拠として、我が国が本条約を利用した例はない。
73. また、強制失踪の事案につき、締約国が犯罪人引渡しを許可した例及び拒否した例についてはない。

問19 政府報告書パラ48～56に留意するとともに、追放、送還、又は犯罪人引渡しに関して、以下の事項につきご教示願いたい。

(b) 追放、送還、又は犯罪人引渡を決定する当局について、追加の情報提供を願いたい。また、ある者が、強制失踪又は生命や個人の完全性に対する他の形態の重大な侵害の対象とされるリスクについて評価・確認するために、追放、送還又は犯罪人引渡しの手続実施前に適用されるメカニズムや基準について追加で情報提供願いたい。さらに、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足る理由がある場合に、外交上の保証を受け入れているか否かについても御教示願いたい。（第13条、第16条）

(答)

<追放・送還について>

74. 退去強制事由があると思料される外国人については、出入国管理及び難民認定法に基づき、入国警備官による違反調査が行われる（収容令書により収容することができる）。
75. 入国警備官から引き渡された容疑者については、入国審査官による審査（場合により、特別審理官による口頭審理及び法務大臣の裁決）を経て退去強制令書が発付され、送還される。法務大臣は一定の場合には在留を特別に許可することができる。なお、退去強制を受ける者が送還される国については、強制失踪条約第16条1に規定する国を含まないとされている。
76. 「外交上の保証」の意図するところが必ずしも明らかでないが、生命や身体の自由に対する重大な侵害が加えられるような出身国事情にあることが客観的に窺われ、これまでの一連の経緯から、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足る理由がある場合には、そのような出身国の事情等も考慮し、入管法の規定に従って慎重に判断した上で、送還先の指定を行うこととなる。

<逃亡犯罪人引渡しについて>

77. 逃亡犯罪人引渡人請求については、引渡しの相当性に関する法務大臣の判断、引渡しの可否に関する東京高等裁判所の審査、可とされた場合の再度の法務大臣による相当性の判断を経て、犯罪人を引き渡すことが相当でないとする時は、逃亡犯罪人の引渡しを行わないとされているところ、対象者が強制失踪の対象とされるおそれの有無は、この法務大臣の相当性判断において常に考慮される。

78. これまで外交上の保証を受け入れた例はない。これを受け入れないとする国内法上の規定はないものの、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足る理由がある場合には、仮に外交上の保証があったとしても、引渡しに当たっては、極めて慎重な検討を要し、懸念が払拭されない場合には、引き渡すことは相当ではないとの判断をすることとなる。

問19 政府報告書パラ48～56に留意するとともに、追放、送還、又は犯罪人引渡しに関して、以下の事項につきご教示願いたい。

(c) 国内法令、犯罪人引渡条約、又は強制失踪犯罪に関する第三国との間の協定において存在する犯罪人引渡しに対する障害を取り除くことを予定しているか否かについてご教示願いたい。強制失踪事案に関する犯罪人引渡請求が、強制失踪が政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪であることを理由に拒否されないよう確保する措置が備わっているか否かについてご教示願いたい。（第13条、第14条）

(答)

79. 強制失踪犯罪に関する犯罪人引渡しにおいて特段の障害は存在せず、犯罪人引渡しに関する国内法制、条約・協定を改正することは予定していない。
80. 一定の政治目的で犯されたとされる犯罪が逃亡犯罪人引渡法の拒否事由とされる「政治犯罪」に該当するか否かの検討に当たっては、当該犯罪が日本が締結している条約上「政治犯罪」とみなされてはならないと規定されている場合、当該条約の規定があることを考慮することになる。したがって、本条約に定める強制失踪犯罪については、逃亡犯罪人引渡法第2条第1号の引渡制限事由に当たらないと判断することが相当であり、本条約第13条1の実施を確保する措置が備わっている。

問19 政府報告書パラ48～56に留意するとともに、追放、送還、又は犯罪人引渡しに関して、以下の事項につきご教示願いたい。

(d) 政府報告書パラ56に関し、外国人の追放、送還又は犯罪人引渡しに携わる職員が受講する、人権と強制失踪に関する研修について、追加で情報提供願いたい。(第16条、第23条)

(答)

81. 検察官に対しては、その経験年数等に応じた各種研修において、本条約を含む関連する人権条約に関する講義を行い、その教育に努めている。
82. 入国管理局では、外国人の人権に配慮した入管行政を遂行するため、入国審査官や入国警備官等に対する各種職員研修の場を通じ国際法や国際人権関係条約等に関して、1年間に複数回の研修を実施し、人権に対する意識の一層の向上を図っている。入国管理局では、上記の研修に加え、入管法違反の調査に専従する職員、収容施設の管理・運営、被収容者の処遇に従事する職員など、専門業務に特化した研修も行っている（政府報告書パラ133）。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(a) 秘密拘禁を禁止する国内法令について情報提供願いたい。また、日本においてどのような場所が自由をはく奪された者が拘禁される場所と考えられているのかにつき、ご教示願いたい。（第17条）

(答)

83. 自由をはく奪された者が拘禁される場所としては、留置施設、刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院、入国者収容所等があるほか、精神障害に関しては精神科病院が、捕虜等に関しては抑留資格認定官の管理する収容区画等及び捕虜収容所が考えられる。
84. 秘密拘禁の禁止に関連する国内法令については、政府報告書パラ57～59参照。

<精神>

85. 精神保健福祉法第29条において、都道府県知事は、警察官等からの通報、届出等を受けその指定する精神保健指定医2名に診察をさせた結果、入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれがあると各指定医の診察の結果が一致した場合、当該精神障害者を国等の設置した精神科病院又は一定の基準を満たす精神科の指定病院へ入院させることができるとされている（措置入院）。
86. また、同法第33条において、精神科病院管理者は、精神保健指定医の診察の結果、精神障害者で医療及び保護のため入院の必要があり、精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定された者を、家族等の同意があるときは、精神科病院に入院させることができるとされている（医療保護入院）。
87. 医療観察法第43条において、心神喪失等の状態で同法第2条第1項に定める重大な他害行為を行った者は、同法第42条に基づく裁判所による入院の決定を受けた場合、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならないとされている（医療観察法に基づく入院）。
88. 措置入院は、精神保健福祉法第28条において、都道府県知事は、同法第27条第1項の規定により、その指定する精神保健指定医に診察をさせるに当たって現に当該診察を受ける者の保護の任に当たっている者がある場合には、

あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないとされている。

<留置>

89. 留置施設に留置された場合、被留置者から申し出があれば、その家族又はこれに代わるべき者に当該被留置者を留置している旨を通知しなければならないこととされている。

<捕虜>

90. 我が国の捕虜等の取扱いに関する法令において「秘密拘禁を禁止」する旨の規定はないが、捕虜取扱い法第19条第3項において、抑留令書の執行を受けた者を引き渡された捕虜収容所長は、引き渡された者を捕虜収容所に収容するものとされている。

91. また、捕虜取扱い法第16条第3項においては、抑留資格認定官が抑留資格認定をしたときは、被拘束者にその旨を通知することとされており、当該被拘束者が資格認定審査請求をしたときは、その裁決があるまでの間、捕虜収容所に仮に収容されることとなる。

92. さらに、政府報告書パラ82から89までで述べたとおりの定めがある。

93. 我が国は、捕虜等の取扱いに関する法令の定めに従い身柄を拘束したときは、抑留資格認定官による認定の後、捕虜収容所に移送し、抑留することとなる。

94. なお、関連条文は別添12のとおり。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(b) 政府報告書パラ61, 64, 69, 80, 81, 及び92に留意しつつ、自由をはく奪された者が、自由をはく奪されたその時点から、どの拘禁施設であるかにかかわらず、弁護士、家族、その他自己が選択した者と連絡を取り、その訪問を受ける権利、それらの者が、当該人物が拘禁されている事実及びその拘禁場所を知らされる権利、また、自由をはく奪された者が外国人の場合は、国籍国の領事当局と連絡をとる権利を保障するための関連する国内法令について、追加で情報提供願いたい。また、本条約第17条2(d)との整合性の観点から、これら権利に適用され得る条件や制限があれば情報提供願いたい。この観点から、面会における時間制限を含め、自由をはく奪された者と弁護士との面会に時間制限があるか否かご教示願いたい。これら権利の保護が不十分であることに対する苦情申立てや訴え出がなされたか否か、また、その場合に遂行された手続き及び制裁を含めた結果についてもご教示願いたい。(第17条)

(答)

95. 連絡を取り、訪問を受けることの保障に関する主な国内法令については別添13のとおり。

<条件・制約について>

96. 刑事手続

- ①未決拘禁者と弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）との接見又は物の授受について、刑事訴訟法（第39条第2項）及び刑事収容施設法等により、被疑者・被告人の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。
- ②検察官等は、起訴前に限り、弁護士等との接見に関し、日時、場所及び時間を指定することができるほか（刑事訴訟法第39条第3項）、弁護士等と被疑者・被告人との面会については、刑事施設の管理運営上の支障を考慮し、日、時間帯及び場所が制限され得るが、時間及び回数は制限されない（刑事収容施設法第118条）。
- ③勾留されている被疑者・被告人は弁護士等以外の者と、刑事訴訟法（第80条、第81条、第207条第1項）、刑事収容施設法等の法令の範囲内で接見することができる。

97. 矯正施設の被収容者

受刑者、少年院在院者及び婦人補導院在院者については、施設の規律及び秩序の維持、又は改善更生を目的とした働き掛けの適切な実施のために、外部の者との面会や信書の発受を制限することが必要になる場合がある。このため、面会や信書の発受をすることができる相手方や内容については、一定の制限がある（刑事収容施設法第110条～第114条、第126条～第133条、少年院法第91条～第96条、第98条～第105条、婦人補導院法第8条）。

未決拘禁者については、施設の規律及び秩序の維持、又は罪証隠滅の防止のために、それを目的とした制限を受けることがある（刑事収容施設法第115条～第118条、第134条～第136条）。

少年鑑別所所在者については、施設の規律及び秩序の維持、証拠の隠滅の防止、健全育成を目的とした働き掛け又は鑑別の適切な実施のために、それを目的とした制限を受けることがある（少年鑑別所法第80条～第104条）。

98. 退去強制手続（被収容者の処遇）

入管法に基づく被収容者については、入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「入国者収容所長等」という。）は、領事官、被収容者の訴訟代理人又は弁護士である弁護士との面会を許可し、それ以外の者とは保安上又は衛生上支障がないとき、面会を許可する（被収容者処遇規則第33条及び第34条）。

<制限に対する申立て等>

99. 刑事手続

接見禁止や接見指定については、裁判所に取消し又は変更を請求することができる（刑事訴訟法第429条第1項、第430条）。

100. 矯正施設の被収容者

刑事施設の被収容者、少年院在院者、少年鑑別所所在者に対する面会及び信書に関する制限（以下、「面会の制限等」という。）については、法務大臣、実地監査を行う監査官、刑事施設／少年院／少年鑑別所の長に苦情の申出等が可能であり、申出を受けた場合、法務大臣・監査官・各施設の長は、申出を誠実に処理し、その結果を申出をした者に通知しなければならない（刑事収容施設法第166条～第168条、少年院法第120条～第130条、少年鑑別所法第109条～第119条）。また、刑事施設の被収容者は、信書の制限について、矯正管区の長に対して審査の申請をすることも可能であり、さらに、矯正管区の長の裁決に不服がある場合は、法務大臣に対して再審査の申請をすることができる（刑事収容施設法第157条～第162条）。

101. 入管法に基づく収容手続

入管法に基づく被収容者は、面会の制限等自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、入国者収容所長等に不服を申し出ることが可能であり、この場合、入国者収容所長等は、申出を判定し、その結果を本人に通知しなければならず、さらに判定に不服がある被収容者は、法務大臣への異議申出も可能である。（被収容者処遇規則第41条の2～第41条の3）。

102. なお、（上記手続の全体の不服申立件数は把握しているものの、）接見交通・外部交通を事由とした内容に限定した件数は把握していない。

<拘禁の事実・場所を知らされることの保障>

103. 拘禁の事実・場所を知らされることの保障に関する国内法令については別添14のとおり。

<領事当局と連絡を取る権利>

104. 領事当局と連絡を取る権利に関する国内法令については別添15のとおり。

<留置施設>

105. 留置施設において、連絡を取り、訪問を受けることの保障に関する主な国内法令については別添16のとおり。

106. 刑事収容施設法では、留置業務管理者は、留置施設の管理運営上支障のある場合を除き、弁護人との面会を許すものとしており、万一、その措置について不服のある場合であっても、警察本部長等への苦情の申出、警察法（昭和29年法律第162号）に基づく公安委員会への苦情の申出等の不服申立制度がある。

107. なお、その実例に関する個別案件についての回答は控えさせていただくが、通常、不服申立を受理した場合、警察本部長等は、これを誠実に処理し、必要に応じて是正措置を講じ、処理の結果を申出者に通知することとされている。

<捕虜>

108. 捕虜収容所に収容された者の外部との連絡については、政府報告書パラ82から86までで述べたとおり、面会を認めているほか、信書の発受等を認めている（捕虜取扱い法第80条から第89条）。

109. 外部の者との面会については、捕虜収容所の管理運営上の目的から、時間・場所等について面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内に

において指定することができ（捕虜取扱い法第80条，第81条，第82条），
信書等については，抑留業務の円滑な実施の目的から発信・受信の差止め，
削除，抹消をすることができる（同法第84条，第86条）。

110. 被收容者は，自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処
遇について，苦情を申し出ることができる（捕虜取扱い法第90条，第91
条）とされている。この際，苦情の申し出がなされた場合には，60日を越
えない範囲内でできる限り速やかに，必要な調査を行い，当該結果を苦情申
出人に書面で通知することとされている（捕虜收容所処遇規則第55条から
第64条）ことになる。捕虜取扱い法の関連条文については別添17参照。

<精神障害者>

111. 精神保健福祉法又は医療観察法に基づく入院をしている者に係る外部
の者との面会や通信の権利については，対象者が外国人の場合も含め，政府
報告書パラ92で述べたとおりである。
112. 精神保健福祉法第38条の4の規定に基づき，精神科病院に入院中の
者又はその家族等は，都道府県知事に対し，退院や入院中の処遇の改善を求
めることができる。それらの請求については，同法第12条の規定に基づき
都道府県に設置された，精神保健指定医や法律に関する学識経験者などによ
り構成する第三者機関である精神医療審査会により審査され，都道府県知事
はその審査結果に基づいて，病院管理者に対して退院命令等の措置を採らな
ければならない。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(c) 自由をはく奪された者とその弁護人以外の者を含む正当な理由を有する全ての者が、医療機関や入国者収容所を含め、自由をはく奪された場所がどこであるかにかかわらず、強制失踪の疑いのある事案につき訴訟を起こすことができる旨保障する法令について情報提供願いたい。この権利に関する遅延や障壁に対して、国内法で想定される制裁について情報提供願いたい。
(第17条, 第22条)

(答)

113. 自由をはく奪された者を含め、処分の取消しや裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者は、行政事件訴訟法に定める手続により、その適法性について訴訟を提起し、裁判所の判断を求めることが可能である。また、我が国の法制度上、違法な収容に対しては、人身保護法により救済を求めたり、国家賠償法により賠償を請求することも可能である。
114. また、不法な拘禁により自由を剥奪された者は、民法の規定に基づき、拘禁をした者に対して損害賠償を請求することができる。
115. 精神保健福祉法に規定する措置入院については、政府報告書パラ91のとおりであり、都道府県知事が措置入院を行う際に、この旨患者に書面で事前に告知することとされている。また、問20(b)で回答したとおり、精神科病院に入院中の者は都道府県知事に対し、退院請求や処遇の改善を求めることができる。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(d) 政府報告書パラ75～78に記載されている登録簿や記録には、医療施設、婦人補導院や入国者収容所を含む、全ての拘禁施設における自由をはく奪された者に関する情報、また、本条約第17条3に記載された全ての事項に関する情報が含まれているか否かについて明確にされたい。また、自由をはく奪された者の登録や記録が含まなければならない情報についての関連法令についてもご教示願いたい。さらに、自由をはく奪された者に関する全ての記録が完全なものであり、速やかに更新され監視されたものであることを確保する措置について情報提供願いたい。(第17条)

(答)

116. 政府報告書パラ75～78に記載されている登録簿や記録の情報は別添18の表のとおり。

117. なお、警察庁関連の条文は別添19のとおり。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(e) 政府報告書パラ66, 71~74, 94及び95に記載された拘禁施設の監査に関して、法律の関連条文を追加で情報提供願いたい。また、入国管理施設への実地訪問を含む、全ての拘禁施設を監査するための他の独立組織又は行政メカニズムについて情報提供願いたい。政府報告書パラ71, 73及び94に言及されている、実地監査を実施するためのメカニズムを担当する当局、並びに政府報告書パラ66, 72, 74及び94に記載された視察委員会の役割と責任について明確にされたい。また、全ての関連する当局から出された勧告を実施するためのプロセスについて追加で情報提供願いたい。加えて、それらメカニズムの独立性と全ての拘禁施設への無制限のアクセスを保障するための措置について情報提供願いたい。さらに、この目的のもとに、拘禁施設の監査を担当する職員の訓練及び拘禁施設ごとの年間監査件数についても情報提供願いたい。(第17条, 第23条)

(答)

118. 監査に関する関連条文は別添20のとおり。

<刑事施設, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の監査>

119. 刑事施設, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院については、毎年1回以上、法務省職員による監査を実施している。監査を実施する職員は、監査項目に関する十分な知識を有している職員から指名されているほか、重点的に監査すべき項目等について、事前に十分な訓練を受けている。

<刑事施設視察委員会>

120. 刑事収容施設法第7条は、刑事施設に刑事施設視察委員会を置く旨を規定している。同条は、刑事施設視察委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとしている。

121. 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、委員会に対し、情報を提供し、視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならず(同法第9条)、委員会が述べた意見を刑事施設の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている(刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第6条の2)。

<少年院視察委員会>

122. 少年院法第8条は、少年院に少年院視察委員会を置く旨を規定している。同条は、少年院視察委員会は、その置かれた少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとしている。
123. 少年院の長は、少年院の運営の状況について、委員会に対し、情報を提供し、視察及び在院者との面接について、必要な協力をしなければならない（同法第10条）、委員会が述べた意見を少年院の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている（少年院法施行規則第7条）。

<少年鑑別所視察委員会>

124. 少年鑑別所法第7条は、少年鑑別所に少年鑑別所視察委員会を置く旨を規定している。同条は、少年鑑別所視察委員会は、その置かれた少年鑑別所を視察し、その運営に関し、少年鑑別所の長に対して意見を述べるものとしている。
125. 少年鑑別所の長は、少年鑑別所の運営の状況について、委員会に対し、情報を提供し、視察及び在院者との面接について、必要な協力をしなければならない（同法第9条）、委員会が述べた意見を少年鑑別所の運営に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている（少年鑑別所法施行規則第8条）。
126. なお、上記委員会はいずれも第三者（弁護士、医師、地方公共団体職員等）からなる機関である。各施設の運営の改善向上のために、各施設を視察し、被収容者と立会人なしで面接し、業務管理者に対し第三者の立場から、その運営について意見を述べる役割と責任がある。

<入国者収容所等視察委員会>

127. 出入国管理及び難民認定法第61条の7の2は、法務省令で定める入国管理官署に入国者収容所等視察委員会を置く旨規定している。委員会は、外部の第三者たる学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者等で構成される機関として、入国者収容所等の適切な運営に資するため、入国者収容所等の視察や被収容者等との面接を実施し、その運営に関し、入国者収容所長等に対して意見を述べるものとしている。
128. 入国者収容所長等は、委員会に対し、情報を提供し、視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならないとされている（同法第61条の7の4）。

<留置施設>

129. 留置施設に対しては、都道府県警察本部による実地監査、警察庁による巡察、部外の第三者からなる留置施設視察委員会による視察及び被留置者との面接、裁判官及び検察官による巡視により、監査が実施されている。
130. 都道府県警察本部による実地監査については、都道府県公安委員会の定めるところにより警察本部長が指名した監査官が、各留置施設に対する実地監査を実施している。
131. 実地監査を行う職員を含む都道府県警察職員に対し、警察庁による専門的な教養訓練を毎年3回行っている。
132. 都道府県警察本部による実地監査は、当該都道府県警察の管轄区域内にある全ての留置施設（2018年4月1日現在、1,140施設）に対し、毎年1回以上行っている。実地監査で改善すべき事項を指摘された留置業務管理者は、速やかにこれを改善し、都道府県警察本部長に報告することとしている。
133. 警察庁は、都道府県警察に対し、留置管理業務について、指導監督を行うことができるが、警察庁の巡察については、国家公安委員会が定めるところにより警察庁長官が指名した職員が、各留置施設に対する巡察を実施し、指導監督を行っている。
134. 巡察官等に対し、警察庁による研修を毎年1回行っている。
135. 警察庁による巡察は、都道府県警察の管轄区域内にある留置施設を巡察することにより、全47都道府県に対し毎年度1回以上行っており、2017年度中は153施設に対して巡察を行っている。巡察で改善すべき事項を指摘された都道府県警察は、速やかにこれを改善し、2箇月以内に留置施設ごとの改善措置について、警察庁に報告することとしている。
136. 留置施設視察委員会は、都道府県警察本部に設置された部外の第三者（弁護士、医師、地方公共団体職員等）からなる機関である。留置施設視察委員会は、留置施設の運営の改善向上のために、留置施設を視察し、被留置者と立会人なしで面接し、留置業務管理者に対し第三者の立場から、その運営について意見を述べる役割と責任がある。
137. 留置施設視察委員会が留置業務管理者に対して述べた意見に関し、留置業務管理者はその意見に対する措置を講じ、都道府県警察本部長はその意見と留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表することとしている。
138. 視察は留置施設視察委員会の権限であり、委員会がいつ、どの留置施設について、どの委員が視察するかは委員会により決定されるものである。視察の時間帯や態様について法律上の制限はない。面接は、留置施設視察委員会の権限として行うものであり、面接を実施するか否か、また、誰と面接を行うかは、全て委員会の決定による。

139. 刑事収容施設法により、留置業務管理者は、留置施設の管理運営について、定期的又は必要に応じて、留置施設視察委員会に対し、情報を提供するものとされている。また、留置施設視察委員会は、留置施設の視察や、被留置者との面接の実施について留置業務管理者に協力を求めることができ、これらに対し、留置業務管理者は必要な協力をしなければならないとされている。
140. 2018年1月1日現在、全国で251人を留置視察委員会委員に任命しており、2017年中、743留置施設に対する視察を行っている。
141. なお、関連条文は別添21のとおり。

<精神>

142. 精神科病院や指定入院医療機関に対する報告徴収等については、政府報告書パラ130及び131で述べたとおりである。
143. 通知に基づき、原則1施設に対し年1回、精神科病院に対する都道府県による実地指導が行われている。実地指導には精神保健指定医を同行させることとされているところ、精神保健指定医については、精神保健福祉法第19条において、5年度ごとに精神保健福祉法別表に定める研修の受講が義務付けられている。
144. 問20(b)の回答で述べた精神科病院へ入院中の者の処遇や退院請求等の審査をしている精神医療審査会は、審査をするにあたって、請求者及び審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者に意見を聴かなければならないとされている。また、精神保健福祉法第38条の5第4項において、精神医療審査会が必要と認めるときは、委員による審査に係る入院中の者の診察や当該審査に係る精神科病院の管理者等に対し報告を求めたり、診療録等の提出を命じたりすること等ができる。
145. 精神医療審査会は精神保健指定医や法律に関する学識経験者などにより構成する第三者機関であり、その事務は精神保健福祉法第6条第1項に規定する精神保健福祉センターにより行われている。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(f) 政府報告書パラ118, 120~122, 124及び125に留意しつつ、全ての拘禁施設からの釈放を確実に確認することを確保するための法令と運用、並びに釈放の監督を担当する当局について追加で情報提供願いたい。(第17条, 第21条)

(答)

<矯正施設における収容手続>

146. 被収容者等の釈放に関する訓令において、刑事施設の長、少年院の長、少年鑑別所の長及び婦人補導院の長は、被収容者を釈放するに際しては、釈放指揮書、少年院からの仮退院を許す決定書、被収容者身分帳簿その他の釈放の根拠となる文書の内容の確認、写真との照合その他の必要な措置を講ずることとされている。

釈放の監督当局は、刑事施設・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の長。

<退去強制手続（被収容者の処遇）>

147. 被収容者処遇規則第38条において、入国者収容所長等は、被収容者の出所時、人違いでないことを確認しなければならないとされている。なお、出所の事実・日時・原因は、同規則第4条に規定される被収容者名簿に記載される。出所の監督当局は、入国者収容所長等。

148. 被留置者名簿には、留置時及び釈放時等において、留置業務管理者の決裁欄が設けられており、留置業務管理者が釈放時の確認を確実にを行う仕組みとなっている。

149. 問20(e)への回答に記述した各監査メカニズム（実地監査、巡察、留置施設視察委員会）は、被留置者が実際に釈放されているか、監査の機会を通じて確認することが可能である。

<精神>

150. 精神医療審査会は精神保健福祉法第12条に基づき各都道府県・指定都市に設置されており、患者本人の意思によらずに精神科病院に入院している者など精神科病院に入院中の者についてその入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行っている。精神保健福祉

法第38条の5第3項において、精神医療審査会は、退院等の請求の審査をするにあたっては、請求者及び審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者に意見を聴かなければならないとされている。また、同条第4項において、精神医療審査会が必要と認めるときは、委員による審査に係る入院中の者の診察や当該審査に係る精神科病院の管理者等に対し報告を求めたり、診療録等の提出を命じたりすること等ができる。その審査結果に基づいて、都道府県知事は退院命令等の措置を採らなければならない。

151. また、通知に基づき、精神科病院に対する都道府県による実地指導が行われている。精神保健福祉法第29条に規定する入院措置により入院している患者について、実地指導により入院を継続しなくてもよいと認められたときは、都道府県知事は直ちにその者を退院させなければならない。

問20 拘禁及び自由をはく奪された者が拘禁されている場所へのアクセスに関し、以下の事項につきご教示願いたい。

(g) 政府報告書パラ127～131に留意しつつ、本条約第22条(b)及び(c)の行為について、上述した政府報告書パラに記載されている法令がどのように完全に対応しているのかにつき、追加で情報提供願いたい。特に、刑法第156条及び第193条が、自由のはく奪を記録しないこと、自由のはく奪に関する情報の提供を拒否すること又は不正確な情報を提供することを規制しているか、説明願いたい。(第22条)

(答)

152. 刑法第156条は、公務員がその職務に関し行使の目的で虚偽の文書を作成する行為を処罰の対象としていることから、公務員がその職務に関し行使の目的で自由の剥奪に関する内容虚偽の文書を作成した場合には、同条により処罰の対象となる。また、刑法第193条は、公務員がその職権を濫用して権利の行使を妨害する行為を処罰の対象としていることから、自由の剥奪に関する情報提供が相手の権利である場合に、公務員がその職権を濫用して、自由の剥奪に関する情報提供を妨害したときは、同条により処罰の対象となる。

153. 被収容者の収容の開始に関する訓令において、刑事施設の長は新たに被収容者を収容する場合等は、過誤による収容を防止するため、令状、判決書等の収容の根拠となる文書の内容の確認その他の必要な措置を講じることとされている。

また、在院者の入院に関する訓令、在所者の入所に関する訓令において、少年院在院者の入院及び少年鑑別所入所者の入所に関し、上記と同様の事項が定められている。

被収容者に係る情報提供依頼があった場合には、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第8条（利用及び提供の制限）に基づき、提供（回答）の可否を適切に判断している。

154. 政府報告書パラ130及び131で述べた規定により、自由のはく奪を記録しないことを規制している。精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神科病院に入院中の者の症状・処遇に関し、報告徴収、立入調査等を行うことができ、この際、虚偽の報告をした者等には同法第55条による罰則が科される。これにより、自由のはく奪に関する情報の提供を拒否すること又は不

正確な情報を提供することを規制している。

問21 政府報告書パラ96～99及び108～113に関し、自由をはく奪された場所のいかににかかわらず、拘禁の根拠の開示を除く、本条約第18条（1）に掲げられた全ての情報へアクセスする権利を正当な利益を有する者に保障する措置、及び、当該情報の入手に係る実効的な法的救済に対する遅延や妨害を防止し、又は制裁を科す措置につき、追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ98に記載のある、「被収容者の個人情報」に関し、その関連法令及び内容について、また、それら情報が本条約第18条1の全ての要素を満たすものか否かについて情報提供願いたい。政府報告書パラ110及び111に留意しつつ、当該情報の開示の拒否に対する不服申立ての方法につき、適用される法令の関連部分、申立て先の当局、申立ての期限を含め、追加で情報提供願いたい。また、政府報告書パラ109に記載された内容及び同パラ99に記載された法令や規則を含め、開示要求に対応する際に、本件権利の行使が国内法令により制限される場合は情報提供願いたい。この観点から、締約国がこれら制限を抑制するために何らかの措置をとっているか否かについてご教示願いたい。（第18条、第20条、第22条）

（答）

<情報を入手する機会を保障する措置>

155. 以下の手続を通じ、各情報を入手する機会が保障されている。

(a) 自由の剥奪を命じた当局

(1) 刑事手続

裁判官・裁判所は、被疑者・被告人を勾留したときは、その旨を弁護士又は弁護士がないときは、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被疑者又は被告人の指定する者一人に通知する（刑事訴訟法第79条、第207条第1項）。

(2) 受刑手続

裁判所は、公判廷で判決を宣告する（刑事訴訟法第342条）。

(3) 保護処分としての少年院送致手続

家庭裁判所は、保護処分である少年院送致について、保護者に言い渡す（少年法第24条、少年審判規則第35条第1項）。

(4) 出入国管理及び難民認定法に基づく収容手続

政府報告書パラ97で述べたとおり。なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求については、政府報告書パラ98で述べたとおりである。

(b) 自由剥奪の日時・場所、拘禁施設への収容日時、当該拘禁施設の場所

- (1) 刑事手続
前記(a)に同じ。勾留した裁判所名，勾留場所等の情報が通知される。
- (2) 矯正施設への収容手続
刑事施設，少年院，少年鑑別所に収容されている者については，刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律，少年院法及び少年鑑別所法により，親族，弁護士等と面会や信書の発受をできることが保障されており，第18条1に掲げられた情報のうち（g）以外の全てを，本人から入手することができる。
なお，同項（a）及び（b）については，刑事施設においては，入所時に本人に対して親族に通知するよう促している。一方，少年院の長及び少年鑑別所の長は，入院又は入所時に，その事実を保護者等に通知する（少年院法第22条，少年鑑別所法第25条）。
- (3) 出入国管理及び難民認定法に基づく収容手続
前記(a)に同じ。
- (c) 自由の剥奪を監督することについて責任を有する当局
 - (1) 刑事手続
前記(a)に同じ。
 - (2) 矯正施設への収容手続
前記(b)に同じ
 - (3) 出入国管理及び難民認定法に基づく収容手続
前記(a)に同じ。
- (d) 自由を剥奪された者の所在
 - (1) 刑事手続
前記(a)に同じ。また，被疑者・被告人の移送の場合，検察官は，裁判所及び弁護士又は家族に移送の事実及び移送先の刑事施設を通知する（刑事訴訟規則第80条，事件事務規程第35条）。
 - (2) 矯正施設への収容手続
前記(b)に同じ。
 - (3) 出入国管理及び難民認定法に基づく収容手続
前記(a)に同じ。
- (e) 解放した日時・場所
 - (1) 刑事手続 なし
 - (2) 出入国管理及び難民認定法に基づく収容手続
なし。
- (f) 自由を剥奪された者の健康状態に関する事項
 - (1) 矯正施設への収容手続

前記(b)に同じ。

(2) また、負傷し、又は疾病にかかった被收容者の症状が重いときは、被收容者があらかじめ指定する者又は被收容者の親族、保護者等に対して、施設の長が、その旨を通知する（被收容者の保健衛生及び医療に関する訓令第19条、少年院法第56条、少年鑑別所法第38条）。

(3) 出入国管理及び難民認定法に基づく收容手続
前記(a)に同じ。

(g) 死亡した場合におけるその状況・死因、遺体の搬送先

刑事手続、矯正施設への收容手続、出入国管理及び難民認定法に基づく收容手続 刑事施設の長・留置業務管理者・少年院の長・少年鑑別所の長・入国者收容所は、被收容者が死亡した場合、遺族等に対し、死亡の原因・日時等を通知する（刑事收容施設法第176条及び第239条（別添22）、少年院法第144条、少年鑑別所法129条、被收容者処遇規則第42条）。

156. 情報入手に係る法的救済の遅延や妨害を防止し、制裁を科す措置

以下のとおり法律に規定を設ける他、訴訟を通じて救済を求める機会を保障している。

(a) 個別の法律に規定がある場合（刑事手続を除く）

(1) 行政機関の長は、開示請求に形式上の不備があると認めるときは、補正を求めることができる。この際、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとされている。（行政機関の保有する個人情報に関する法律13条③）

(2) 開示決定等は請求があった日から30日以内であること（同法19条）

(3) 行政不服審査法による審査請求があった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問すること（同法43条）

(b) 行政不服審査法による不服申立て（刑事手続を除く）

(1) 行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができること（行政不服審査法2条）

(c) 行政事件訴訟法による抗告訴訟（刑事手続を除く）

(1) 処分の取消しの訴え（行訴法3条2項）

(2) 無効等確認の訴え（同法3条4項）

(3) 義務付けの訴え（同法3条6項）

(4) 仮の義務付け（同法37条の5）

(d) 国家賠償法による救済

(1) 国又は公共団体による賠償（国家賠償法1条）

157. 被收容者の保有個人情報（retained personal information）について

（1）入国者收容所及び地方入国管理局

入国警備官は、外国人が出入国管理及び難民認定法第24条各号の1に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときに主任審査官が発付する收容令書（入管法第39条）又は退去強制処分が確定した場合に主任審査官が発付する退去強制令書（同法第47条第5項、第48条第9項、第49条第6項）により入国者收容所又は地方入国管理局收容場に当該外国人を收容することができる。收容令書（入管法施行規則別記第50号様式）及び退去強制令書（同規則別記第63号様式）には自由のはく奪を命じた当局に関する情報として、主任審査官名が明記されている。

また、入国者收容所等には、被收容者名簿（被收容者処遇規則第4条第1号）を備え、執行官、收容年月日、令書発付年月日、出所日時、出所理由（移送・送還・在留特別許可・放免）、仮放免日時等の情報を記録しているほか、被收容者診療簿（同規則第4条第3号）を備え、被收容者の診療年月日、病名、診療結果等の情報を記録している。

なお、被收容者が死亡した場合には、入国者收容所長又は、直ちに医師の検案を求める等適切な措置を講じ、死亡原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならないものとされているほか（同規則第42条第1項）、死亡の日時、病名、死因等を速やかに親族又は同居者等に通知しなければならないものとされている（同規則第42条第2項）。

158. 権利の行使が制限される場合

（1）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における制限

行政機関の長は、開示請求があったときは、保有個人情報を開示しなければならないが、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報など、一定の情報については開示しないこととされている（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第14条）。また、刑又は保護処分の執行を受けた者等に係る保有個人情報は開示の対象外とされている（同法第45条）。

（2）行訴法上処分の取消しを求める訴訟の権利が制限されうる規定は以下のとおりである。

- ・ 原告適格（行訴法9条）
- ・ 取消しの理由の制限（同法10条）
- ・ 出訴期間（同法14条）

<精神>

159. 精神保健福祉法第28条において、都道府県知事は、同法第27条第1項の規定により、その指定する精神保健指定医に診察をさせるに当たって現に当該診察を受ける者の保護の任に当たっている者がある場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならないとされている。
160. また、政府報告書パラ112及び113のとおり、精神科病院に入院している者については、本人の代理人である弁護士等との通信・面会の自由は制限されず、必要な情報を本人から入手することができる。

問22 政府報告書パラ102～107，147及び148に関し，失踪者が死亡した場合の遺留品の特定，及び失踪者の捜索の目的とした，失踪者及びその親類の個人情報（医療上及び遺伝上の情報を含む。）の収集，処理，利用及び保管に係る国内法令と手続について追加で情報提供願いたい。これに関連し，この目的のために遺伝上の情報のデータベースが存在するか否かについても明確にされたい。被害者の居場所を特定するためのメカニズムや，被害者が死亡している場合はその遺骸の場所を特定し，親類のもとに返還するためのメカニズムについて情報提供願いたい。（第19条，第24条）

（答）

161. 警察においては，行方不明者発見活動に関する規則に則り，特異行方不明者DNA型記録，変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録についてそれぞれ整理保管をし，必要に応じて相互に照会を行っている。また，これらの記録について，データベースに登録している。
162. 警察において行方不明者届を受理したときは，行方不明者届受理票の写しと身元不明死体票とを対照する方法により調査を行い，行方不明者の発見活動に努めているところ（行方不明者発見活動に関する規則第17条，第18条）。
163. 行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは，届出人に対して，発見又は死亡確認の日時，場所，状況等を通知することとしている（行方不明者発見活動に関する規則第26条第1項）。

問23 政府報告書パラ132～139に留意しつつ、当該パラに記載のある研修の内容や頻度、研修を受けた職員の数について追加で情報提供願いたい。また、締約国が、「自由をはく奪された者の身体の拘束又は取扱いに關与する法執行の職員（文民であるか軍人であるかを問わない。）、医療職員、公務員その他の者に対する訓練」について規定した本条約第23条に基づき、同条を念頭に置いた研修を実施しているか、又は実施する予定があるか否かについても情報提供願いたい。（第23条）

（答）

164. 矯正職員に対しては、国際準則に関する研修について実施し、併せて、適切な収容を確保するための研修を実施している。年に数回実施しており、2017年度は1000名程度が受講している。
165. 検察官に対しては、政府報告書パラ132に加え、2017年度においては、新任検察官に対して年1回計67名、若手検察官に対して年2回計69名、中堅検察官に対して年2回計68名に講義を行った。
166. 入国審査官や入国警備官等に対しては、政府報告書パラ133に加え、2017年度においては、新任職員に対して年5回計403名、中堅職員に対して年3回計168名に講義を行った。
167. 警察は、犯罪捜査等の人権に関わりの深い職務を行っていることから、新たに採用された全ての警察職員、昇任する警察職員等に対して、警察学校等において、人権に配慮した職務執行を期するための教育を実施している。
168. 特に、留意管理業務に従事する職員に対しては、警察庁において留置管理業務の管理運営及び指導を担当する都道府県警察職員に対する教養・訓練を毎年3回実施し、都道府県警察本部において全ての留置担当官に対する任用時教養・訓練を行っている。2017年中、警察庁による教養・訓練の受講者数は約80人であり、都道府県警察本部による任用時教養・訓練の受講者数は約1万1,000人である。
169. これらの教養は、刑事収容施設法第1条及び第16条第2項（別添23参照）の定めに従って行われており、本条約の関連規定を念頭に置いた内容となっている。
170. 措置入院の診察等を行う精神保健指定医は、精神保健福祉法第19条において、5年度ごとに登録研修機関が実施する研修の受講を義務づけられている。その研修内容は、患者本人の同意に基づかない入院や一定の行動制限等の業務を行う精神保健指定医が患者の人権にも十分配慮した医療を行うに必要な資質を備えることを目的としていることから、同法別表において、

精神障害者の医療に関する法令及び実務，精神障害者の人権に関する法令，精神障害者の社会復帰等と定められている。精神保健指定医の人数は，2017年度において14944名である。

問24 国内法令における「被害者等」の定義は「被害者だけでなく、被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹を含む」とされているが、それがどのように本条約第24条（1）に記載のある「被害者」の定義、即ち「失踪者及び強制失踪の直接の結果として被害を受けた個人」と一致するかご教示願いたい。強制失踪の被害者が、「被害者」として認識されるためには刑事訴訟を起す必要があるか否かについても明確にされたい。政府報告書パラ142、143、及び149に関し、本条約第2条に定義された強制失踪の被害者に対して賠償を行うために適用される法令について明確にされたい。被害者が死亡していない場合も含め、強制失踪の被害者に対し、国家から提供される賠償の種類について情報提供願いたい。また、賠償へのアクセスが刑宣告の有無に影響されるか否かも示しつつ、受け取りまでのタイムラインも含め、賠償を受け取る際の詳細な手続についてご教示願いたい。さらに、強制失踪の状況に関する真実や失踪者の消息を知る権利を確保するためのメカニズム確立に関する手続の存在の有無及びその方法、また、それらメカニズムが、調査の進展及び結果並びにそれらへの関与に関し、どのように被害者の権利を確保するかについて情報提供願いたい。（第24条）

（答）

171. 「被害者等」（刑事訴訟法第290条の2、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律2条）は、本条約第24条1の「失踪者及び強制失踪の直接の結果として被害を受けた個人」を含むと解される。
172. 一般に、国内の手続上、被害者として取り扱われるために被害者が告訴等の行為をする必要はない。
173. 強制失踪の被害者への賠償に適用される法令として、①（民事上の損害賠償）民法第709条、第710条、民事訴訟法、②（国家賠償）国家賠償法第1条第1項がある（政府報告パラ142、149）。
174. 民事上の損害賠償や国家賠償を得るための訴訟手続において、原告又はその訴訟代理人による管轄裁判所への訴状の提出、公開の法廷における口頭弁論、必要に応じて行われる争点及び証拠の整理手続、証拠調べ（書証の取調べ、証人尋問、当事者尋問等）等の手続が行われ、判決、裁判上の和解等により訴訟が終結する（民事訴訟法）。確定判決等の債務名義を得た者が加害者から判決内容どおりの賠償を任意に受けられない場合、裁判所に債務名義に基づいて強制執行の申立てを行い、例えば、加害者の不動産・動産の差

押え・競売による賠償の実現，加害者の債権の差押え・取立て等による賠償の実現等の方法をとることができる（民事執行法）。以上の手続は，刑宣告の有無にかかわらずとることができる。

175. なお，逮捕及び監禁（刑法第220条），逮捕等致死傷（刑法第221条），未成年者略取及び誘拐，営利目的等略取及び誘拐，身の代金目的略取等，所在国外移送目的略取及び誘拐，人身売買，被略取者等所在国外移送，被略取者引渡し等（刑法第224条～同第228条）を含む一定の重大犯罪については，被害者が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行うことによって，刑事裁判においてその損害賠償の実現を図ることが可能である（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）。
176. 各法律は別添24のとおり。
177. 警察においては，犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として，略取・誘拐，逮捕・監禁等の事件の被害者等に対しては，刑事手続及び犯罪被害者のための制度，捜査状況等について適切な情報提供を行っている。
178. 行方不明者届を受理したときは，届出人に対して，行方不明者が発見された場合に警察がとり得る措置その他の警察が行う行方不明者発見活動の内容について説明しているところである（行方不明者発見活動に関する規則第7条第2項）。
179. また，必要に応じ，届出人その他関係者と適時連絡を取るなど行方不明者の発見に資する情報等を収集することとしている。
180. さらに，行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは，届出人に対して，発見又は死亡確認の日時，場所，状況等を通知することとしている（行方不明者発見活動に関する規則第26条第1項）。

問25 政府報告書パラ144及び146に関し、ある者の失踪の宣告をするためには、個人の消息が1年又は7年間不明であることが必要であるか否か（注：国内法令では、沈没した船舶の中に在った場合等は一年間、その他の場合は七年間生死が明らかでないときに、家庭裁判所は、失踪の宣告をすることができる）とされている）、また、この不在期間の短縮の可否、さらに、失踪宣告を行ってから不在者が死亡したと認定されるまでに必要とされる期間について、ご教示願いたい。失踪の宣告又は死亡宣告がなされた前後につき、消息が定かでない失踪者及びその親類の法的状況について、社会保障、金銭面、家族法、及び財産権の観点から情報提供願いたい。また、失踪者の不在認定及び死亡宣告が、失踪者の消息が判明するまで強制失踪に関する捜査を継続するという国家の義務に影響を及ぼすか否かについてもご教示願いたい。強制失踪に関連する組織及び団体を設立し、これに参加する被害者の権利を保障するための既存の法令及び行政手続について情報提供願いたい。（第24条）

（答）

181. 失踪宣告は、個人の生死が1年間（民法第30条第2項）又は7年間（民法第30条第1項）不明であることが必要であり、この期間の短縮は認められない。
182. 失踪宣告がなされた場合、危難が去った時点（民法第30条第2項の場合）又は生死不明となってから7年間満了の時（民法第30条第1項の場合）に死亡したとみなされる。
183. 失踪宣告がなされた場合、不在者は死亡したとみなされるため、例えば、不在者について、相続が開始され、また、不在者が婚姻をしていた場合には婚姻関係が解消する。
184. 失踪宣告は、失踪者に対する捜査手続に影響しない。
185. 強制失踪に関する組織・団体の設立及びこれへの参加については、憲法第21条で集会・結社の自由が保障されている。この組織・団体については、目的等に応じて、例えば、一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立）、公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき行政庁が認定）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法に基づき設立）等の形態がある。
186. 失踪宣告前の消息が定かでない失踪者及びその親類の社会保障の観点からの法的状況は以下のとおり。
 - （1）年金制度、健康保険制度、介護保険制度においては、民法30条にいう失

踪の宣告（以下「失踪宣告」という。）がなされていない場合、被保険者は死亡したものとみなされないため、当該被保険者については、引き続き保険料の支払い義務が生じる。

(2) 各種社会保障給付を受給するためには、受給権者の生存の事実や所在地が明らかであること等を含め各種社会保障給付の受給に必要な要件を満たすことを確認できる必要がある。消息が定かでない失踪者については、受給に必要な要件の確認ができないため、原則、給付の対象にはならない。

(3) 年金制度、労災保険制度においては、遺族に対して早期に給付を行うため、沈没した船舶の中に在った場合等においては、3か月生死が明らかでないときに死亡と推定して遺族補償給付を行うことができる。

187. 失踪宣告後に、年金制度において、遺族給付の支給を受けるためには、一定の要件を満たす被保険者等が死亡することが必要である。被保険者等が失踪宣告を受けた場合は、民法の規定に基づき、当該被保険者等は死亡したものとみなされ、支給要件を満たせば、国民年金法、厚生年金保険法それぞれに規定する遺族は遺族給付を受け取ることができる。

188. 政府が認定した北朝鮮による拉致被害者については、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（2002年法律第143号）に基づき、帰国した拉致被害者等の自立を促進し被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するとともに、本邦に永住した拉致被害者等の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、拉致被害者等給付金、老齢給付金等の支給等の支援をしている。

189. また、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づき、国は、拉致被害者の家族に対して、説明会を開催するなどにより、拉致問題に関する動向、政府の拉致問題に関する取組等について情報提供を行うとともに、拉致被害者の家族からの相談や要望に随時対応している。

問26 政府報告書パラ150に関し、本条約第25条(a)に関する行為に適用される刑法の関連規定とともに、当該行為及び本条約第25条(b)に関する行為に科される最高と最低の刑罰についてご教示願いたい。科された刑罰も含め、当該事案に関する統計データを性別、年齢、及び国籍別に提供願いたい。政府報告書パラ152に関し、失踪した児童の捜索と特定に関する既存のメカニズム及び関連する法規定、担当当局、及びDNAデータベースの有無を含め、当該児童を親元に返還するための手続について追加で情報提供願いたい。政府報告書パラ154に関し、強制失踪行為に基づく養子縁組を見直し、必要な場合無効とする手続について、また、失踪した児童が本来の身元を再構築する権利を保障する手続について、追加で情報提供願いたい。強制失踪行為に基づく養子縁組の無効に時間的制限があればご教示願いたい。(第25条)

(答)

190. 本条約第25条(a)に関する行為については、刑法の略取、誘拐（刑法第224条～第226条）及び人身売買（刑法第226条の2）の各罪が行為の態様や目的等に応じて適用される。最高刑は無期懲役（刑法第225条の2）であり、最低刑は懲役3月（刑法第224条、第226条の2第1項・第2項）である。法定刑は問8の回答参照、統計データは問17の回答参照。
191. 本条約第25条(b)について、児童の身元関係事項を証明する文書を偽造する行為については、公文書偽造等（刑法第155条）や公正証書原本不実記載等（同法第157条）等が適用され、また、真正な身元関係事項を証明する公文書を隠匿、廃棄する行為については、公用文書等毀棄（同法第258条）が適用され得る。法定刑は別添25のとおり。
192. 児童の身元関係書類を証明する文書の偽造に関する統計データはない。
193. 「強制失踪行為に基づく養子縁組を見直し、必要な場合無効とする手続」について、養子縁組の無効又は取消しの訴えを家庭裁判所に提起することになる（人事訴訟法第2条第3号）。
194. 「失踪した児童が本来の身元を再構築する権利を保障する手続」について、普通養子縁組の場合には、もともと縁組によって児童と実父母との間の親子関係は終了しない。
195. 養子縁組無効の訴えの提起に期間制限はない。
196. 警察において行方不明者届を受理したときは、行方不明者の速やかな発見及び保護により、行方不明者の被害に係る犯罪、事故等の予防に資する

ため、行方不明者の氏名、住所等を行方不明者ファイルに登録するとともに、行方不明者の発見のため必要があると認めるときは、行方不明者照会を行うこととしている（行方不明者発見活動に関する規則第13条）。

197. 警察において行方不明者届を受理したときは、行方不明者届受理票の写しと身元不明死体票とを対照する方法により調査を行い、行方不明者の発見活動に努めているところ（行方不明者発見活動に関する規則第17条、第18条）。
198. また、警察では、DNA型記録取扱規則（2005年国家公安委員会規則第15号）第6条に則り、被疑者DNA型記録及び変死者等DNA型記録、行方不明者発見活動に関する規則第24条の3に則り、特異行方不明者等DNA型記録を、死体取扱規則（2008年国家公安委員会規則第4号）第4条の2に則り、死体DNA型記録を、それぞれデータベースに登録している。
199. 行方不明者が発見されたとき又はその死亡が確認されたときは、届出人に対して、発見又は死亡確認の日時、場所、状況等を通知することとしている（行方不明者発見活動に関する規則第26条第1項）。